

茂原市地域公共交通計画策定調査業務に係る公募型プロポーザル審査要項

1 基本方針

茂原市地域公共交通計画策定調査業務のプロポーザル審査は、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーションにより、最適な提案者を選定するために実施する。

2 審査委員会の設置

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、茂原市地域公共交通計画策定調査業務委託事業者審査委員会設置要綱に基づき、茂原市地域公共交通計画策定調査業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員構成は、次のとおり。

- | | | |
|-----------------|-----|----|
| (1) 茂原市地域公共交通会議 | 会長 | 1名 |
| (2) 茂原市地域公共交通会議 | 副会長 | 1名 |
| (3) 茂原市地域公共交通会議 | 監事 | 1名 |
| (4) 茂原市地域公共交通会議 | 委員 | 4名 |
| | 合計 | 7名 |

3 選定方法

提案採用者の選定に当たっては、提案内容を公平かつ客観的に評価するため、各提案事業者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、提案上限額内の見積価格で提案したもののうち、審査委員会が審査基準に基づき評価し、評価点数が最も高い事業者を提案採用者として選定する。

4 審査基準

審査委員会が厳正な審査を行い選定する。審査に当たっては、以下の評価項目及び配点に基づき企画提案内容を総合的に評価し評価点を与える。

評価点の満点は100点、審査員7名の合計700点満点とする。

審査項目	評価項目	配点
業務の遂行	経営状況、業務実績	10点
業務の実施体制	計画策定の支援体制	10点
企画提案説明書	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的・公共交通における基本的な考え方・現況把握の方法等・調査業務の趣旨、手法及び結果の抽出方法・課題の整理・業務の工程	65点
プレゼンテーション能力	担当者の説明能力	5点
見積書	見積金額	10点
合 計		100点

5 提案採用者の決定

- (1) 審査委員会の各委員の評価点の合計が最も高い者を提案採用者とする。最高得点者が2者以上ある場合は、1位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として決定する。1位と評価した委員が同数の場合は、2位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として決定する。
- (2) 応募者が1者のみの場合で、各委員の審査点数の合計が、満点の10分の6以上の点数を獲得できない場合には、受託者として選択しない。
- (3) 提案採用者の決定後、契約を締結できない事由が発生した場合又は契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。